

熊本県立湧心館高等学校（全日制課程） いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

当いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第11条を受けて策定された国の「いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学省初等中等教育局長通知）を受けて、並びに、同法22条に基づき、本校においていじめの防止や措置の基本的方針についてその道すじを示すものである。

いじめは深刻な人権問題であり、とりわけ個々人の可能性を拓き将来の社会生活の基盤を培う場である学校においては、それを保障する拠り処である学習権への侵害を伴う由々しき問題である。一方で学校は、多様な価値観を持った同年代の生徒が相当の時間を過ごし、構成員である生徒たちがその相互関係の中で身体・知識・情緒の各側面において発達・発育を遂げる場でもある。その中では生徒間にさまざまなパワーゲームが働き、場合によっては教職員・保護者・地域住民等による適切な介入が求められる。

いじめが特殊な状況や場面で起こる不祥事・非行というものではなく、どこでも起こり得るものであることは、このような人間関係相互の複雑さに起因するものであり、加えて成長期という期待に満ちた時期である半面、大きな不安やプレッシャーに晒された時期でもあり、そのはけ口が歪んだ形で立場や発言力が弱いものに特に向けられがちであることを、学校教育に携わる者は認識する必要がある。

本校においては生徒の健全な全人格的発達を促進しつつ、行き過ぎた威圧的人間関係であるいじめを未然に防止するとともに、発生した場合の対策等についての基本方針を策定するものである。

2 いじめの定義（平成25年度いじめ防止対策推進法）

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

3 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（1）組織の名称

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織を「いじめ防止対策委員会」と称する。

（2）構成員

副校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 進路指導主事 人権教育主任
1学年主任 2学年主任 3学年主任 養護教諭

※ ほか、必要に応じ参加

当該担任、スクールソーシャルワーカー、カウンセラー等、関係職員

（3）組織の役割

- ・ いじめ防止に関する教育活動の基本方針の策定および諸施策の立案・実施
- ・ 情報、事実の正確な把握と確認
- ・ 情報や現状認識の共有化
- ・ 対応について検討（必要に応じて学年会や生徒指導委員会を開く。）

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期

2月 年間反省に際して行う。

(2) 取り組みの評価、会議、校内研修会等の実施時期

取り組みの方向性について共通理解を図る会議 年度始めの早期

校内研修 6月

取り組みの評価 1月中旬

いじめ防止対策委員会を年間3回（6月・12月・2月）実施

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

取り組み	内容、大要、基本的な考え方	実施時期
【学校・教員集団のいじめに対する基本的な考え方とその表明】		
① 基本講話 (学級、学年、各部署、各段階における講話に右欄の基本的な考え方について、職員の共通理解を図って行う。)	弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない。どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行き渡らせる。いじめは子ども成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたる行為もいじめる行為と同様に許されないということについての理解を、生徒、保護者、教職員にあらゆる場を通して徹底する。 いじめは決して許さないという断固とした姿勢を学校が示し、場合によっては厳しい措置をとることを周知する。「いじめられる側にも問題がある」として被害者を追い詰めるようなことは決してしないこと。	年度当初 (生徒向け) 5月のPTA総会の場(保護者向け) その他随時
【安心・安全な学び舎たる環境整備】		
② 望ましい集団生活を保障する学習環境の整備	学校を「学習の場」たるに相応しい環境の整備に留意する。それによって、落ち着いた雰囲気の中で生徒が安心感を持って学校生活に取り組めるようにするとともに、生徒の行動についての異変の可視化をでき得るような学習環境の整備に努める。	常時
【特設の教育活動】		
③ いじめ防止教育	いじめの発生を防止するために、具体的ないじめ防止教育を全校的に行う。いじめ防止教育によって、いじめを静観する傍観者から、いじめを起こさない・許さないために行動する傍観者に変えることが、効果的ないじめ対策となることを認識する。	年間1回 6月
④ 人権教育の推進	平素の授業やその他のさまざまな場を通して、生徒と教職員、あるいは生徒相互間のコミュニケーションの質的深まりが可能になるよう、知識や規範意識を効果的に伝えることに努める。その中で、人権の尊重とそのための具体的なことがらをテーマとしたものを扱うものとする。	年間1回 10月

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

取り組み	大 要	実施時期
いじめ防止の取組表明と周知	<p>学校としていじめにどう対処するかの大枠として、「本校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を生徒・保護者に示し、そのうえで何らかのいじめと思われる事象があった場合には最も身近か、あるいは話しやすい本校職員等に相談するなど早期の何らかのアクションをお願いすること。</p>	年度当初
福祉、心理に関する専門者の活用	<p>被害者がいじめを打ち明けやすい場所となるよう、またいじめ被害者と加害者の心の問題のケアを専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用を図る。</p>	<p>常時 (特に年度当初には周知を図る。)</p>
新入生アンケート (1年生対象)	<p>新たな学校生活を始める時期にあたり、学校生活の意欲や対人関係、ソーシャルスキルに関するアンケートを行い、さまざまな局面における指導や生徒理解に資するための基本的な情報の把握を行う。</p>	入学時
学校生活アンケート (2・3年生対象)	<p>学校生活に関するアセスメントを実施し、生活満足度や対人的適応、学習の適応についての現在抱える課題について基本的な情報の把握を行う。</p> <p>項目や質問の内容を精選し学期に1回ずつ行う。回答内容をもとに、家庭訪問や面談等で話をして対策を考えていく。</p>	<p>前期 後期</p>
個人面談	<p>面談週間を設定し、現在の率直な思いを聞く機会とし、悩みがあれば早期の発見と解決に繋げるものとする。面談の内容によっては専門者に繋げる役割もある。</p> <p>実施に際しては上2項のアンケートの内容も併せて活用する。</p>	新学期開始から6月位まで
家庭訪問における聴き取り (主に1年生対象)	<p>1年生は夏休み中までに全家庭を対象に、2・3年生は必要に応じ家庭訪問を行い、家庭における状況や保護者の声・思いを十分に聴き取り、生徒の生活状況や実態を把握する。</p> <p>事前に行った個人面談において得られた生徒の情報や心配な内容について、その背景等を担任自身が理解を深めるとともに、関係職員間で共有して指導に活かすものとする。</p>	夏休み中まで
生徒の状況観察	<p>学校内が、学習活動を行うことを基本に据えた生活空間にふさわしいものであるよう日々の環境整備に努め、すべての生徒が安心して落ち着いた学校生活を送れるよう、生徒の集団的な営みやその中での個々の生徒の振る舞いについての観察に努める。</p>	常時

5 いじめに対する措置

(1) 被害者への対応

いじめと判断される事象が起きた場合、またはそのような訴えがあった場合には、当該事象で被害を受けていると判断される生徒の生命、尊厳、学習権の確保を最優先することを前提に、前述の「本校におけるいじめの防止等の対策のための組織」で対応する。

(2) 加害者への対応

いじめの加害者の側も、心や家庭に問題を抱えていることが多いことに鑑み、学校と家庭が協力して加害者の抱える問題の解決に努める。いじめの加害者を一方的に責めるだけでは、問題が解決しないことも認識する必要がある。また、いじめの加害者が、自らの行為をいじめと認識できていなかったりすることもある。具体的には、理由、言い分をしっかりと聞いたうえで、いかなる場合もいじめは許されないことであることを前面にして指導する。

(3) 集団への対応

被害者の人権の尊重を第一に、集団内の望ましくない事態の発生に対して自分の問題としてどう思うか問いかけるとともに、その防止に自分に何ができるか考えさせる。ひとりひとりの正義感や公正さを高め、学級等の集団内の“ピアの教育力”を育むことを念頭に指導を進めるものとする。

6 重大事案への対応

ひとえに学校において抱えきれないと判断される事案については、関係機関に援助を仰ぐものとする。(児童相談所、警察等)

「具体的な流れ」

①重大事態の発生

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ・相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い

②学校において「重大事態の調査組織を設置」

③調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

④いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

⑤調査結果を教育委員会へ報告

⑥教育委員会の指示のもと、関係機関との連携

(資料の提出等、調査に協力等)

いじめ問題への対応マニュアル

熊本県立湧心館高等学校全日制

